

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3，4号機運転差止請求控訴事件

一審原告 松田正 外184名

一審被告 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

(控訴審第33準備書面関係 - 甲481号証)

平成29年6月 日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 島 田 広

同 弁護士 笠 原 一 浩

ほか

*以下はすべて写しである。

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
甲481	「新規制基準の考え方」 検討報告書～原子力規 制委員会の欺瞞	2017.6.1	脱原発弁 護団全国 連絡会	① 原子力規制委員会の構成や委員の選 任方法が同委員会設置法に違反して いること ② 同委員会の裁量等に関する考え方は 最高裁判決をはじめとする確定した 裁判例に反するもので、およそ司法 審査の基礎とできないこと ③ IAEA基準などの国際的な基準に対す る同委員会の考え方は、原子炉等規 制法の明文に抵触すること ④ シビアアクシデント対策が不合理で あること ⑤ 電源喪失対策が福島原発事故の再発 を自ら招来する不合理なものであり ， 原判決批判には科学的根拠がない こと ⑥ 使用済み核燃料対策も不合理であっ て国会事故調で指摘された問題が放 置されており， 原判決批判には科学 的根拠がないこと ⑦ 基準地震動の策定に関する規制委員	

号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
				<p>会の考え方は地震学の知見に反する不合理なものであること</p> <p>⑧ 基準津波の策定に関して規制委員会が縷々見解を表明するも、結局のところ、瀧本一起教授の見解を否定できていないこと</p> <p>⑨ 火山の想定に関する規制委員会の見解は明らかに不合理であること</p> <p>⑩ 立地審査基準に関する規制委員会の見解が不合理であること</p> <p>等</p>	